

評価算定書

事業の名称

[(仮称) 自由が丘PJ 新築工事]

区分1 【自然エネルギーの有効利用】

(R3.4 改訂)

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考		
自然エネルギーの変換利用	延床面積 10,000 m ² 未満 (※) ① 太陽光発電 ② その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等) ③ 太陽光発電の蓄電利用	① 太陽光発電設備 10kW ② 年間一次エネルギー量換算 100GJ	2	2	※5,000 m ² 未満では500 m ² につき 1kW 設置で基準点 2 1.5kW " 4 2kW " 6		
		① " 15kW ② " 150GJ	4				
		① " 20kW ② " 200GJ	6				
		太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量10kWh (太陽光発電5kW以上)			2	0
		延床面積 10,000 m ² 以上 ① 太陽光発電 ② その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等) ③ 太陽光発電の蓄電利用	① 太陽光発電設備 20kW ② 年間一次エネルギー量換算 200GJ			2	0
			① " 30kW ② " 300GJ			4	
	① " 40kW ② " 400GJ		6				
	太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量20kWh (太陽光発電10kW以上)	2	0			
	自然エネルギーの直接利用	ダブルスキン構造等	採用した場合	2	0	冬期の熱回収等を目的とした空調機等に接続する場合	
		地中熱を利用したシステム (クール・ヒートトレンチ)	採用した場合	1	0		
自然通風・外気を利用したシステム (通風経路確保、ナイトパージ、自然換気システム)		採用した場合	各1	1			
自然採光を利用したシステム (ライトシェルフ、アトリウム、トップライト、ハイサイドライト等)		採用した場合	各1	1			
太陽熱を利用したシステム (パッシブソーラーシステム)		採用した場合	1	0			
その他、「自然エネルギーの有効利用」事項 →P.6 に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2			採点は基準点の範囲で区が認めた点数		
合計点				4			

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	○
6点以上	★★★	優良な配慮	

区分2【省エネルギー対策】（共同住宅）

	具体的な配慮	配慮内容	基準点		
エコカーの普及	電気自動車充電用コンセント	1個設置した場合	1	0	
		2個以上設置した場合	2		
	電気自動車充電器	設置した場合	2	0	居住者の複数車両で利用を想定
	カーシェアリング	採用した場合	1	0	
断熱性能	外皮性能 外皮平均熱貫流率 UA 値 冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} 値	住戸単位 UA 値および η_{AC} の設計値 が共に基準値以下	1	0	建築物省エネ法 エネルギー消費性能 基準
		加えて全住戸で UA 値 0.6 W/m ² ・K 以下	2		強化外皮基準 ZEH-M Oriented 相当
省エネルギーシステムの導入	昼光センサーやタイムスケジュールなどの照明制御	採用した場合	1	0	共用部 (エントランスなど)
	全熱交換器	採用した場合	1	0	全住戸に1以上設置
	エネルギー管理システムの導入	HEMS の採用	1	0	全住戸で対応機器が設置された場合
		MEMS の採用	1	0	建物全体で採用された場合
	高効率照明設備の採用	LED 照明を採用した場合	1	1	事業者が設置する共用部及び住戸内照明(廊下、浴室等)
ダブルスキン構造等	採用した場合	1	0	カーテン等以外の場合	
高効率設備	高効率空調機の採用 「エネルギー環境適合製品 告示」 に定める熱源機を用いるもの。	採用した場合	1	0	全住戸に設置されていること
	家庭用コージェネレーションシステム (エネファーム等)	採用した場合	2	0	同上
	高効率給湯設備 (エコジョーズ等)	採用した場合	1	1	同上
エネルギー消費量	一次エネルギー消費量 設計値/基準値 (BEI)	住棟全体の BEI 0.9 以下で計画	1	2	建築物省エネ法 誘導基準
		〃 0.8 以下で計画	2		ZEH-M Oriented 相当
		〃 0.5 以下で計画	3		ZEH-M Ready 相当
その他、「省エネルギー対策」事項 →P.6 に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1 又は 2			採点は基準点の範囲で区が認めた点数
合計点				4	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	○
6点以上	★★★	優良な配慮	

区分3【みどりの保全・創出】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点1	採点1	基準点2	採点2
みどりの量	緑化率	基準(※1)どおり	1	1	採点1の合計 2→1点	2
		基準を2パーセント上回る	2			
		〃 4 〃	4			
	高木(※2)の配置(本数)	基準どおり	1	2	3～5→2点	
		基準を20パーセント上回る	2		6～8点→3点	
		〃 40 〃	4			
緑化空間	地上部の緑化率	緑化率のうち地上部だけで基準(※1)を満たす	1	0	採点1の合計 0点→0点 1→1点 2→2点	0
	環境空地	基準面積を20パーセント上回る	1	0		
みどりの質の向上	世田谷の風土に調和する樹木による緑化	計画区域内の高木・準高木(※2)のうち70パーセント以上が主に関東に分布している樹種	1	0	採点1の合計 0～1点→0点 2～4→1点	0
	常緑樹と落葉樹のバランスのとれた植栽	高木・準高木のうち落葉樹の比率は20パーセント以上実施	1	0		
	新たな景観を生み出すシンボルとなる樹木の植栽	6m以上の樹木の植栽	1	0		
	花の咲く木など季節を感じられる植栽計画	開花時期が異なる3種類以上の多様な花の咲く木などで計画した場合	1	0		
既存樹木	既存樹木の保存	敷地内において、準高木以上の樹木の数が2割以上かつ10本以上存置	1	0	採点1の合計 0点→0点 1→1点 2～3→2点 4→3点	0
		道路から6m以内の範囲において 〃	2			
		高さ10m以上の健全な樹木を3本以上保存(移植を含む)	1			
		道路から6m以内の範囲において 〃	2			
生きものの緑化	生きものや水環境に関する工夫	ビオトープ、灌水装置などの整備	1	0	採点1の合計 0点→0点 1→1点 2～3→2点	0
		野鳥や昆虫などが立ち寄る工夫(実のなる樹種の植栽やバードバス・巣箱の設置など)	1	0		
		みどりを活用した学習の場や交流の場などを計画した場合	1	0		
その他、「みどりの保全・創出」事項 →P.6に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
合計点						2

配慮項目の採点2を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	○
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	

- ※1 「世田谷区みどりの基本条例」による
 ※2 高木 植栽時の高さが4m以上の樹木
 準高木 〃 2.5～4m未満の樹木

区分4【災害対策】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
災害への配慮	免震構造または制震構造	採用した場合	2	0	
	構造躯体の倒壊等防止	建築基準法(※1)の 1.25倍で計画	1	0	品確法の耐震等級2相当(構造躯体の倒壊等防止)
		建築基準法(※1)の 1.5倍で計画	2		同上 耐震等級3相当
	雨水流出抑制	基準(※2)を15パーセント上回る	1	0	
		基準(※2)を30パーセント上回る	2		
防火水槽	新設又は設置されている場合	1	1	専用の水槽または、常時水をためて火災時に使用するもの	
災害時への対策	防災倉庫	設置した場合	1	1	延べ面積1万m ² 以上の場合は、※2を超える配慮
	災害トイレ	設置した場合	1	0	延べ面積1万m ² 以上の場合は2基以上で点数化されます。 ※2を超える配慮
		以降居住者50人あたり 1基以上設置した場合	1		上記に加え延べ面積に関らず 100人あたり→2基以上 150人あたり→3基以上で 点数化されます。
	防災井戸	設置した場合	1	0	
	非常用飲料水生成システム	設置した場合	1	0	
	非常用発電機	設置した場合	1	0	設置容量 5kVA以上
	蓄電池	設置した場合	1	0	設置容量 5kWh以上 (太陽光発電の蓄電以外)
災害時に近隣の人が一時避難できる空地	100m ² 以上確保した場合	1	0		
その他、「災害対策」事項 →P.6に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
				2	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価
1～2点	★	適合水準配慮	○
3～4点	★★	良好な配慮	
5点以上	★★★	優良な配慮	

※1 建築基準法施工令第88条第3項に定めるもの

※2 「世田谷区建物の建築に係る住環境の整備に関する条例」による

